

保存版

高年齢雇用継続給付

発行：社会保険労務士法人出口事務所 TEL03-6205-5405
 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-24-16 内田ビル 3 階
 ホームページ <https://www.deguchi-office.com/>



Q&A 高年齢雇用継続給付について

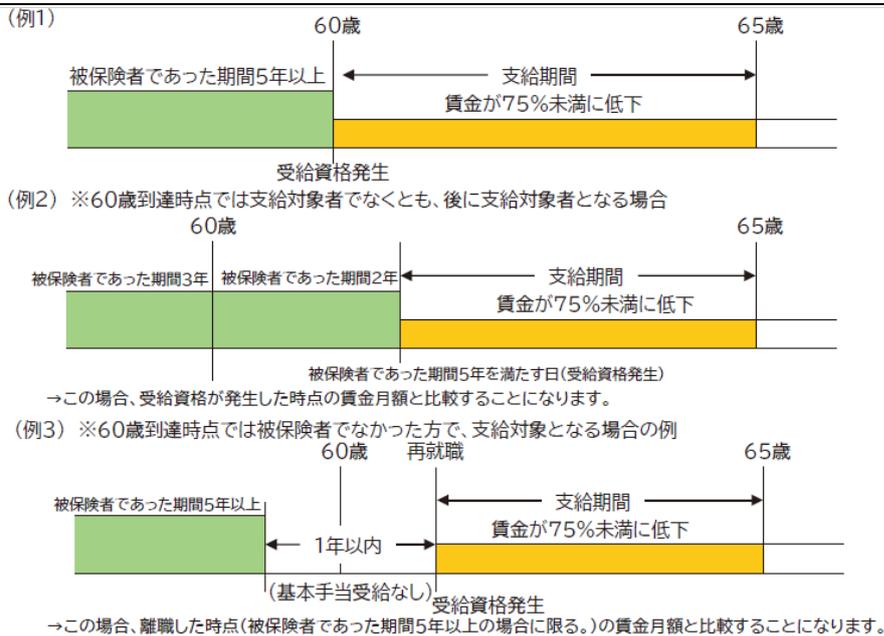
実例) 高年齢雇用継続給付について教えてください。

解説) 高年齢雇用継続給付は、60 歳到達等時点に比べて賃金が 75%未満に低下した状態で働き続ける 60 歳以上 65 歳未満の一定の一般被保険者の方に支給される給付です。

支給対象者——支給を受けることができる方——

① 高年齢雇用継続基本給付金

被保険者であった期間（基本手当を受給したことがある方は、受給後の期間に限ります。）が通算して5年以上ある被保険者で、60 歳到達後も継続して雇用され、60 歳以後の各月に支払われる賃金が原則として60 歳到達時点の賃金月額額の 75%未満である方が対象となります。受給していない場合、過去の「被保険者であった期間」として通算されます。



② 高年齢再就職給付金

基本手当を受給した後、60 歳以後に再就職して、再就職後の各月に支払われる賃金が基本手当の基準となった賃金日額を 30 倍した額の 75%未満となった方で、以下の3つの要件を満たした方が対象となります。なお、同一の就職について、再就職手当の支給を受けた場合には、高年齢再就職給付金は支給されません。

- イ 基本手当について算定基礎期間が5年以上あること。
- ロ 再就職した日の前日における基本手当の支給残日数が 100 日以上あること。
- ハ 安定した職業に就くことにより被保険者となったこと。

